優良工事、優良委託業務、若手建設技術者及び優良下請負者

表彰ロゴマーク使用管理規程

（目的）

第１条　この規程は、優良工事、優良委託業務、若手建設技術者及び優良下請負者（以下「優良工事等」という）表彰ロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴとの関係）

第２条　ロゴマークの使用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引き（以下「くまモン利用規程等」）の趣旨を遵守することを条件に、当該使用管理規程を適用し、くまモン利用規程等に定める手続きは不要とする。

（ロゴマーク使用）

第３条　優良工事等表彰ロゴマークは別紙のマークとする。

２　ロゴマークを使用できる者は、優良工事及び優良委託業務の表彰を受けた企業と技術者、若手建設技術者の表彰を受けた技術者及び優良下請負者の表彰を受けた企業に限定する。（ここでの技術者とは、現場代理人、主任（監理）技術者及び管理技術者をいう。）

３　ロゴマークの使用は、熊本県が行う優良工事等の表彰制度の周知、推進のための広報及び優良工事等表彰者が行う自社及び自身の広報に限定（下記使用例参照）し、自社の製品や販促用の無償配布物に表示することはできない。

３　ロゴマークの使用者は、デザインを改変してはならない。

４　ロゴマークを表示した広報等には任意の箇所に著作権表示（「２０１０熊本県くまモン」又は「２０１０ kumamoto pref.kumamon」）を必ず表示すること。

＜ロゴマーク使用例＞

・事務所、建設現場においての掲示

・ホームページへの掲載

・刊行物（会社紹介パンフレット等）への掲載

・社員募集広告への掲載

・就職説明会等のブースにおいての掲示

・社員用名刺への表示

・社員配布用バッジの作成

※上記以外への使用可否については、個別に判断。

（使用の許可）

第４条　優良工事等表彰者がロゴマークを使用する場合は、あらかじめ熊本県の許可を受けなければならない。

２　許可を受ける場合は、別記様式により届出書を提出し、熊本県は前条の使用規程に合致すると認めた場合には、使用を許可することができる。

（マークの取扱い）

第５条　ロゴマーク使用料は無料とする。

２　県の使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。

３　ロゴマークを使用できる期間は表彰日から２年間とし、有効期間の満了や認定取消がなされた場合は使用することができない。

（経費等の負担）

第６条　県は、この規程による使用許可に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第７条　県は、マークの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　使用者は、マークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

（情報の公開）

第８条　県は、マークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

（事務）

第９条　この規程に関する事務は、熊本県土木部土木技術管理課が行う。

附　則

（施行期日）

　この規程は、平成２８年８月３０日から適用する。